

令和元年第 1 回三重県後期高齢者医療広域連合 議会定例会について

- 1 開催日時 令和元年 11 月 18 日（月） 13 時 30 分 ～
- 2 開催場所 三重地方自治労働文化センター 大会議室
（津市栄町 2 - 361）
- 3 提出予定議案

議案番号	件 名
議案第 8 号	専決処分の承認について（三重県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例）
議案第 9 号	専決処分の承認について（三重県後期高齢者医療広域連合審査請求に係る提出書類等の写し等の交付手数料に関する条例の一部を改正する条例）
議案第 10 号	三重県後期高齢者医療広域連合職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部の改正について
議案第 11 号	平成 30 年度三重県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算の認定について
議案第 12 号	平成 30 年度三重県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
議案第 13 号	令和元年度三重県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第 1 号）
議案第 14 号	令和元年度三重県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）

令和元年第 1 回
三重県後期高齢者医療広域連合議会定例会
《 議 案 一 覧 》

○議案第 8 号

専決処分の承認について（三重県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例）

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、三重県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例（平成 19 年三重県後期高齢者医療広域連合条例第 36 号）の一部を改正する条例を次のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定により、議会に報告し承認を求める。

三重県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例（平成 19 年三重県後期高齢者医療広域連合条例第 36 号）の一部の改正

（平成 31 年 4 月 1 日専決処分、同日施行）

[改正理由]

後期高齢者医療の保険料（均等割）軽減特例については、「今後の社会保障改革の実施について」（平成 28 年 12 月 22 日社会保障制度改革推進本部決定）において「低所得者に対する介護保険料軽減の拡充や年金生活者支援給付金の支給とあわせて実施する」と決定されたことに伴い、国の平成 31 年度予算の成立（平成 31 年 3 月 27 日成立）をもって制度の見直しが行われた結果、条例の改正が必要となったため。

[改正内容]

均等割額の軽減割合の変更

被保険者、同一世帯の世帯主、同一世帯の被保険者に係る総所得金額等の合算額	軽減割合			
	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
33 万円以下であって、被保険者全員が年金収入 80 万円以下（その他の各種所得が無い）	9 割	8 割	7 割	7 割
33 万円以下	8.5 割	8.5 割	7.75 割	7 割

基準額の変更

軽減割合に係る基準額の変更	平成30年度	令和元年度
5割軽減の基準額	(33万円+27.5万円×被保険者数) 以下	(33万円+28万円×被保険者数) 以下
2割軽減の基準額	(33万円+50万円×被保険者数) 以下	(33万円+51万円×被保険者数) 以下

適用期間の変更

旧被扶養者の軽減にかかる適用期間の変更	平成30年度	令和元年度
旧被扶養者の軽減	5割	5割 (ただし資格取得日から2年間)

○議案第9号

専決処分の承認について(三重県後期高齢者医療広域連合審査請求に係る提出書類等の写し等の交付手数料に関する条例の一部を改正する条例)

地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定により、三重県後期高齢者医療広域連合審査請求に係る提出書類等の写し等の交付手数料に関する条例(平成28年三重県後期高齢者医療広域連合条例第3号)の一部を改正する条例を次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により、議会に報告し承認を求めらる。

三重県後期高齢者医療広域連合審査請求に係る提出書類等の写し等の交付手数料に関する条例(平成28年三重県後期高齢者医療広域連合条例第3号)の一部の改正

(令和元年6月28日専決処分、令和元年7月1日施行)

[改正理由]

不正競争防止法等の一部を改正する法律(平成30年5月30日法律第33号)で、工業標準化法が産業標準化法に改正されたことに伴い、「日本工業規格(JIS)」は「日本産業規格(JIS)」へと改正されたことにより、条例上所要の改正が必要となったため。

[改正内容]

別表中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改正

○議案第10号

三重県後期高齢者医療広域連合職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部の改正について

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律（令和元年法律第37号）により、地方公務員法（昭和25年法律第261号）の一部が改正されたことから、その改正内容を踏まえた所要の改正を行うものである。

- ・法律の引用条文の改正

○議案第11号

平成30年度三重県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法第233条第3項の規定により、平成30年度三重県後期高齢者医療広域連合の一般会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて認定を求める。

歳入総額	193,691,557円
歳出総額	190,781,055円
歳入歳出差引額	<u>2,910,502円</u>
継続費繰次繰越額	0円
繰越明許費繰越額	0円
実質収支額	2,910,502円

○議案第12号

平成30年度三重県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法第233条第3項の規定により、平成30年度三重県後期高齢者医療広域連合の後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて認定を求める。

歳入総額	222,382,495,655円
------	------------------

歳出総額	212,551,910,004円
歳入歳出差引額	9,830,585,651円
継続費逡次繰越額	0円
繰越明許費繰越額	0円
実質収支額	9,830,585,651円

○議案第13号

令和元年度三重県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第1号）

令和元年度三重県後期高齢者医療広域連合の一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

補正額	4千円
補正後の予算額	200,441千円

○議案第14号

令和元年度三重県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

令和元年度三重県後期高齢者医療広域連合の後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

補正額	1,463千円
補正後の予算額	216,553,436千円

■ 令和元年度 一般会計補正予算（第1号）の概要

【歳入】

補正	概要	補正前予算額	補正額	補正後予算額
◎	分担金及び負担金	195,852千円	▲ 21千円	195,831千円
○	市町負担金	195,852千円	▲ 21千円	195,831千円
※	国庫支出金増額による減額 25千円減額			
※	選挙管理委員会費（見込）増額のため 4千円増額			
◎	国庫支出金	4,542千円	25千円	4,567千円
○	高齢者医療制度事業費補助金（医療費適正化）	0千円	25千円	25千円
※	「厚生労働省が主催する連絡会議」への参加旅費 25千円増額			
合	計	200,437千円	4千円	200,441千円

【歳出】

補正	概要	補正前予算額	補正額	補正後予算額
◎	総務費	199,164千円	4千円	199,168千円
○	選挙管理委員会費	130千円	4千円	134千円
※	選挙管理委員報酬の減額 12千円減額	72千円	▲ 12千円	60千円
※	会場使用料 流用分10,250円＋会議室使用料5,250円＝15,500円 16千円増額	16千円	16千円	32千円
合	計	200,437千円	4千円	200,441千円

■ 令和元年度 後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）の概要

【歳入】

補正概要	補正前予算額	補正額	補正後予算額
◎市町支出金	39,027,381千円	▲ 3,353千円	39,024,028千円
○事務費等負担金	856,595千円	▲ 3,353千円	853,242千円
※賃借料決定等による一般財源の減額 3,354千円			
※医療費適正化推進事業内示による増額 1千円			
◎国庫支出金	71,032,730千円	4,816千円	71,037,546千円
○特別調整交付金	26,039千円	6,094千円	32,133千円
※保険料軽減見直しに関する広報に係る経費 1,834千円			
※後発医薬品の使用促進のための普及・啓発について補助メニュー変更による増額 4,260千円 医療制度事業費補助金⇒特別調整交付金			
○高齢者医療制度事業費補助金（医療費適正化）	9,866千円	▲ 1,278千円	8,588千円
※医療費適正化推進事業内示による増額 2,982千円			
※後発医薬品の使用促進のための普及・啓発について補助メニュー変更による減額 4,260千円 医療制度事業費補助金⇒特別調整交付金			
予 算 合 計	216,551,973千円	1,463千円	216,553,436千円

【歳出】

補正概要	補正前予算額	補正額	補正後予算額
◎総務費	642,293千円	▲ 1,520千円	640,773千円
○一般管理費 ※事務処理機器借上料の減額及びその他委託料の増額	642,293千円	▲ 1,520千円	640,773千円
※事務処理機器借上料の減額（電算処理システム機器賃借料 ▲3,354,531円）			
※その他委託料の増額（保険料軽減見直しに係るリーフレット作成委託業務 1,833,570円）			
◎保健事業費	1,216,811千円	2,983千円	1,219,794千円
○その他健康保持増進費	14,796千円	2,983千円	17,779千円
※後期高齢者医療制度事業費補助金実施市町の増加による増額			
予算合計	216,551,973千円	1,463千円	216,553,436千円

第2表 債務負担行為補正

(変更)

事 項	変更前		変更後	
	期間	限度額	期間	限度額
広域連合電算処理システム等機器賃貸借料	平成30年度から 平成35年度まで	千円 534,976	平成30年度から 令和5年度まで	千円 128,304